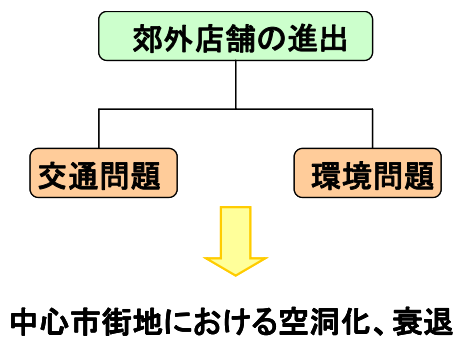


交通アセスメント

近年、特に地方都市では、郊外部における大規模店舗の出店による交通問題や環境問題が大きな問題として取り上げられています。宇都宮も例外でなく郊外での大規模店舗の出店によるモータリゼーション（自動車利用の促進）の進展がスプロール化を招き、結果として中心市街地の衰退を引き起こすといった問題に直面しております。そこで、交通や環境の周辺影響をもたらす大規模店舗について、出店前に事前に周辺影響を考慮し対策を施すことで、開発後の影響を最小限にし、必要であれば対策を講じる（いわゆる交通アセスメント）ことが求められています。



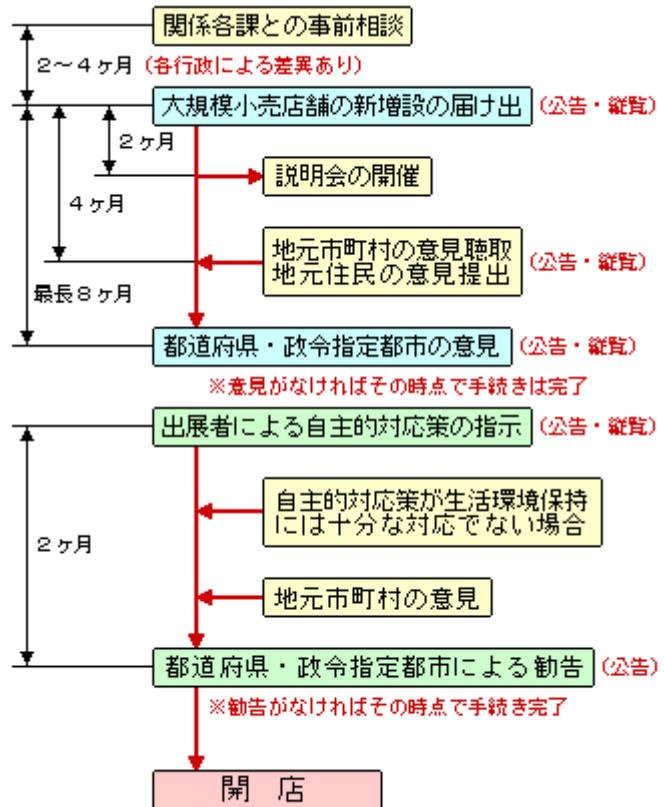
そこで日本では2000年6月に大規模小売店舗立地法（以下、大店立地法）が施行されました。大店立地法は店舗の出店者が1000㎡以上の出店を行うに際し、引き起こすであろう交通問題及び騒音等の環境問題について事前に調査、対策をし、出店後の影響をできるだけすくないものにしようという法律です。

そこでは、右の図からもわかるように出店までに店舗出店者は各都道府県や地方自治体との意見交換や住民への説明会の実施などを行わなければなりません。その場において自治体や住民と出店における交通、環境問題について話し合って対策を講じていきます。

しかし、この大店立地法にも問題点がいくつか挙げられ、近年それらについての研究が盛んに行われています。例えば、

- ① 大店立地法における指針が地方性を考慮していないこと。
- ② 大店立地法により商業調整機能が撤廃されたことによる各種の問題。

等が挙げられます。そこでわが研究室では栃木県を例とし、大店立地法に関わる各種問題や都市構造の大きな変化をもたらす大規模店舗の立地誘導について研究を行っています。



出店までの手続き